

平成 22 年 8 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 11 号
スタートプロシード投資法人
代表者名 執行役員 平出 和也
(コード番号: 8979 東証・JQ)
資産運用会社名
スタートアセットマネジメント投信株式会社
代表者名 代表取締役 平出 和也
問合せ先 管理部長 松田 繁
TEL. 03-6202-0856

資産運用会社における金融商品取引法に基づくその他業務の承認の申請に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるスタートアセットマネジメント投信株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、下記 2. に記載の業務を行うことについて、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)に基づき、金融庁に承認の申請を行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 申請予定日
平成 22 年 8 月 27 日
2. 承認の申請の内容
金商法第 35 条第 4 項に基づくその他業務(兼業業務)の承認の申請を行います。具体的な内容としては、本業である「投資運用業」、平成 20 年 7 月 1 日より兼業を行っている「投資法人の機関の運営に関する事務を行う業務」に加え、建築企画、コンサルティング及びこれらに付随するプロジェクトマネジメント業務(例: PFI、PPP(官民連携)、市街地再開発事業等)を、「不動産コンサルティング業務」(以下「本件兼業業務」といいます。)として、兼業を行おうとするものです。
3. 承認の申請の理由
資産運用会社は、本件兼業業務を行うことにより、投資運用業における本投資法人資産の運用において、下記のようなメリットが生じると考え、その申請を行います。
資産運用会社が様々な不動産開発プロジェクトに初期段階から参画することで、本投資法人の優良な開発物件の取得機会が増大すること
資産運用会社の収益構造の強化・経営基盤の安定化を図ることで、資産の運用を委託する本投資法人へ提供されるサービスの向上が期待できること
4. 今後の見通し
資産運用会社は、承認取得後、速やかに本件兼業業務を開始する予定です。本件兼業業務開始以後も引き続き、平成 22 年 6 月に金融庁より発表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づく社内体制の下、本投資法人資産の運用を行ってまいります。
なお、本承認申請による本投資法人の運用状況への影響はなく、平成 22 年 10 月期及び平成 23 年 4 月期の運用状況の予想に修正はありません。

以 上